

大江町森林整備計画

計画期間

自	令和7年	4月	1日
至	令和17年	3月	31日

令和7年3月策定

山形県
大江町

目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題 1
- 2 森林整備の基本方針 1
- 3 森林施業の合理化に関する基本方向 3

II 森林整備の方法に関する事項

第1 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢 4
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 4
- 3 その他必要な事項 7

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項 8
- 2 天然更新に関する事項 9
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 10
- 4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準 10
- 5 その他必要な事項 11

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 12
- 2 保育の作業種別の標準的な方法 13
- 3 その他必要な事項 14

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 15
- 2 木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域及び当該区域における森林施業の方法 16
- 3 その他必要な事項 35

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模拡大に関する方針 36
- 2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模拡大を促進するための方策 36
- 3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項 36
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項 36
- 5 その他必要な事項 36

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針 37
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 37
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 37
- 4 その他必要な事項 37

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び

作業システムに関する事項	…… 3 9
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	…… 3 9
3 作業路網の整備に関する事項	…… 4 0
4 その他必要な事項	…… 4 1
第 8 その他森林整備の方法に関し必要な事項	
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	…… 4 2
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	…… 4 3
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	…… 4 4
4 その他必要な事項	…… 4 5
Ⅲ 森林の保護に関する事項	
第 1 鳥獣害の防止に関する事項	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該地域内における鳥獣害の防止の方法	…… 4 6
2 その他必要な事項	…… 4 6
第 2 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	
1 森林病虫害の駆除及び予防の方法等	…… 4 6
2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）	…… 4 7
3 林野火災の予防の方法	…… 4 7
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	…… 4 7
5 その他必要な事項	…… 4 8
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項	
1 保健機能森林の区域	…… 4 9
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	…… 4 9
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	…… 4 9
4 その他必要な事項	…… 5 0
Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項	
1 森林経営計画の作成に関する事項	…… 5 1
2 生活環境の整備に関する事項	…… 5 1
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	…… 5 1
4 森林の総合利用の推進に関する事項	…… 5 1
5 住民参加による森林の整備に関する事項	…… 5 2
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	…… 5 2
7 その他必要な事項	…… 5 2

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は山形県のほぼ中央部、村山盆地の西部に位置し、朝日山系に源を発し、東に流れ最上川に注ぐ延長 24.2 kmの月布川流域沿に東西に細長く形成している。総面積は 15,408 haで、西方は、朝日山系の高山に囲まれ、東は最上川をはさんで寒河江市、北は西川町、南は朝日町にそれぞれ隣接している。

森林面積は 12,612 haで、総面積の 81%を占めており、木材等の林産物を供給するとともに、町土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全形成等の公益的機能の発揮を通じて、町民の生活と深く結びついてきた。

また、地球温暖化防止が叫ばれる中で、二酸化炭素の吸収・固定源として森林が果たす役割に期待が高まってきている。さらには、余暇時間の増大や健康志向の高まりに伴い、森林の持つ快適さや安らぎ、癒し効果の発揮が強く望まれている。

民有林面積は 8,258 haとなっている。杉を主体とした人工林の面積は 3,433 haで、人工林率は 41%と県平均の 39%より上回っているが、保育等を必要とする 35 年生以下の森林が 5%を占めている。近年は木材価格の低迷や、森林所有者の山に対する意識の低下が懸念され、間伐等の森林施業がされず放置された森林が見られる。天然林については、利用されずに高齢級化し、ナラ枯れ等の森林病虫害等の被害が拡大している。

林業の生産基盤となる林道の開設総延長は、46,120mで林道密度は、17.4m/haとなっているが、森林施業を積極的に推進するため、公道等と連携する高密度な路網整備を図る必要がある。

このような現状を踏まえ、町民の多様なニーズに応え、木材等の生産のみならず、災害の防止や水資源の涵養、地球温暖化の防止等の多面的、公益的機能を発揮する森林を維持するため、官民協働により管理、保全、利用までの一環した仕組みづくりを推進する。また、優良材「西山杉」ブランドの周知及び生産、販売の拡大を図ることにより森林整備を促進する。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の持つ、「水源の涵養」、「山地災害等の防止」、「快適環境の形成」、「保健文化」、「木材等の生産」の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しながら、計画の対象とする森林を、特に発揮することが期待されている機能に応じ、「水源涵養機能維持増進森林」「山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林」「快適環境機能維持増進森林」「保健機能維持増進森林」「木材生産機能維持増進森林」の 5 つに区分し、育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害等被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図る。

別表 1

区分	発揮を期待する機能	望ましい森林の姿
水源涵養機能森林	水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止／土壌保全機能森林	山地災害防止／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能森林	快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健文化機能森林	保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹木等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
	文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
木材等生産機能	木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な助目により構成され成長量が高い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林

また、上記で示した「木材生産機能維持増進森林」以外の4つの機能については、公益的機能を高度に発揮させる必要があることから、この4区分の森林を「公益的機能別施業森林」とし整備を図る。

大江町には「快適環境機能維持増進森林」に該当する森林がないため、その他の4区分にするものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。発揮すべき森林の公益的機能の種類に応じた適切な施業を推進するため、森林整備の現状と課題を踏まえ、森林を重視すべき機能に応じ下記の5区域に区分する。

① 水源涵養機能

樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級や複層状態の森林への

誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることを基本とする。

② 山地災害防止/土壌保全機能

山地災害の発生の危険性が高い地域では、重視すべき機能が発揮されるよう保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留め等の施設の設置を推進する。

③ 快適環境形成機能

該当なし

④ 保健・文化機能

生活環境の保全・保健・風致の保存などのための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

⑤ 木材生産機能

森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、間伐などの保育を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による更新を行うことを原則とする。

また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方向

森林施業の合理化については、適正な森林施業の実施を図るため林業座談会や技術講習会等を実施し、知識と施行技術の向上に努める。又、国、県、町、森林組合、協議会、森林所有者の連携を図り施業の共同化、担い手育成、機械化による木材生産・流通及び加工における条件的整備を計画的かつ総合的に推進する。

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項

第1 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、地域の標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、標準伐期齢を次表のとおりとする。

また、特定苗木等が調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めること。

さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

単位：年

地 域	樹 種					
	ス ギ	マツ類	カラマツ	その他針	広 葉 樹	
					用 材	その他
本町全域	5 0	4 5	4 0	5 5	7 5	3 0

※ なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採（主伐）の標準的な方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを基本とし、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要動向、森林の構成などを勘案して定めるものとする。

また、伐採跡地が隣接しないように、伐採跡地間は主林木の樹高程度の間隔をあけることを標準とするほか、立木の伐採・搬出に当たっては、「山形県森林作業道作設指針」により、作設に伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、植栽や適切な管理による天然更新の確保、保護樹林帯の設置による生物多様性の保全を考慮した方法とする。なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めることとし、伐採方法別の留意点については、次に掲げるところによる。

〔皆伐〕

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図る。

〔択伐〕

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。

(1) 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気象、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又は萌芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上実施するものとする。

①主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ1箇所当たりの伐採面積は、概ね20ha以内とするとともに、伐採箇所についても分散に配慮するものとする。

また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとする。

a 択伐による場合は、森林の生産力増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう、適切な伐採率及び繰返し期間とする。

なお、択伐率については、30%以下（伐採後に植栽を行う必要がある森林は40%以下）を標準とする。

b 皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮するものとする。

②主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採するものとする。

③伐採跡地については、萌芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、適地適木を旨として、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

④皆伐後天然更新を行う場合は、1箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は①に準ずるものとし、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合は、優良な萌芽を発生させるため11月から4月の間に伐採するものとする。また、萌芽による更新を行う場合には、林齢が高くなるほど萌芽力が低下するので伐期は30年程度とし、萌芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

また、人工林の主伐は多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図りながら、生産目標に応じた林齢で行うものとし、主伐の時期は下表を目安として定めるものとする。

地区	積雪地帯 区 分	樹種	地位	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐時期の 目安(年)
				生産目標	仕立て方法	期待径級(cm)	
本町	少 雪 (積雪深 100 cm 未満)	スギ	Ⅰ	中径材	中仕立て	28	35
				大径材	〃	32	45
			Ⅱ	中径材	〃	28	55
				大径材	〃	32	75
			Ⅲ	中径材	〃	22	70

	多雪・豪雪 (積雪深 100～400 cm未満)	スギ	Ⅰ	中径材	中仕立て	2 8	3 5
				大径材	〃	3 2	4 0
			Ⅱ	中径材	〃	2 8	5 0
				大径材	〃	3 2	7 0
			Ⅲ	中径材	〃	2 2	6 5

注) 地位Ⅰ：40年時の上層木の平均樹高が18.8m以上、地位Ⅱ：14.1m～18.8m未満、地位Ⅲ：9.4m～14.1m未満とする。

(2) 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気象、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上実施するものとする。

①主伐に当たっては、複層林状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとする。

また、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮するものとする。

a 択伐による場合は、森林の生産力増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう、適切な伐採率及び繰返し期間とする。

なお、択伐率については、30%以下（伐採後に植栽を行う必要がある森林は40%以下）を標準とする。

b 帯状又は群状択伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮するものとする。

c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮するものとする。

②更新を確保し成林させるため、地表処理、刈り出し、植込み等の更新補助作業等の施業を実施することが必要かつ適切な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うものとする。

③更新を確保し、成林させるため、植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、前記(1)育成単層林施業のうち植栽に係る更新についての留意事項に準じて施業を行うものとする。

(3) 天然生林施業

天然生林にあつては、気象、地形、土質等の自然的条件、林業技術体系からみて、主として天然力を活用することにより、適確な更新及び森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施する。

① 主伐に当たっては、前記(2)育成複層林施業の留意事項によるものとする。

② 国土保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。。

(4) 保安林及び保安施設地区内の森林

保安林及び保安施設地区内の森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに、制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに森林生産力の維持増進が図られる施業方法によるものとする。

- 3 その他必要な事項
該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人 工 造 林 の 対 象 樹 種	
(針葉樹)	スギ・アカマツ・カラマツ
(広葉樹)	ケヤキ・ブナ・エンジュ・キハダ・ウルシ

※ 上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員・町林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。また、花粉の少ない苗木（特定苗木、無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木をいう）の確保を図るため、その増加に努めることとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工林の樹種別、仕立ての別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備 考
ス ギ	中仕立て・密仕立て	2, 0 0 0～3, 0 0 0	

※ 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合はそれを踏まえ、植栽本数を決定しつつ、低密度植栽の導入に努めることとする。標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員・町林務担当部局と相談の上、適切な植栽本数を選択するものとする。

イ その他人工造林の標準的な方法

人工造林は、次表に示す方法を標準として行うものとする。

その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	伐採木及びその枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように筋置き等により整理することとし、併せて気象害や林地の保全に配慮するものとしめます。
植え付けの方法	植え付けの方法は、植穴を大きく掘り十分に耕耘して植え込む方法で、普通植えよりも埋幹部分が長くなり二次根の発生が良いていねい植えを基本とし、植栽配列は正方形植えを標準とする。
植 栽 の 時 期	植栽時期は、原則として4月から6月中旬までに行うこととするが、秋植栽の場合は9月から11月とし、苗木の生理的条件及び地域の気象条件等を考慮の上、適期に植え付けるものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

次表に示す期間内に、できるだけ早期に更新を完了するものとする。

伐採跡地の更新 すべき期間	森林資源の積極的な造成と林地の荒廃を防止するため、人工造林によるものについては、伐採後原則として2年以内に更新を図るものとする。 ただし、択伐による伐採に係るものについては、森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採後概ね5年以内に更新を図るものとする。
------------------	--

(4) 皆伐後の更新に関する指針

将来にわたり育成単層林として維持する森林において皆伐する場合は、植栽による更新を行うことを原則とする。更新に当たっては、「山形県における皆伐・更新施業の手引き」によることとする。また、育成林を天然生林に転換することを目的として皆伐する場合は、後継樹が確実に確保できる場合にのみ行うことを原則とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新等の対象樹種

天 然 更 新 等 の 対 象 樹 種	
(針葉樹)	アカマツ等
(広葉樹)	コナラ・ミズナラ・ブナ等

(2) 天然更新の標準的な方法

前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して、下記に示す方法を標準として行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	生育し得る最大の立木の本数として想定される本数
コナラ・ミズナラなどの 高木性樹種	10,000本/ha

※ なお天然更新を行う際には、上記の本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし草丈以上のものに限る）を更新するべきものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

- ① 地表処理については、ササや粗腐食の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
- ② 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
- ③ 植込みについては天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

区 分	標準的な方法
地表処理	地表面の落ち葉などを剥ぎ取る。
刈出し	ササなどの不用低木を刈り払う。
植込み	更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	優勢なものを1株3～5本程度残し萌芽整理を行う。

※ なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、国が策定した「天然更新完了基準書作成の手引きについて」によるものとし、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新 す べ き 期 間	森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に天然更新を図るものとする。
------------------------	--

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林等の基準

森 林 の 区 域	備 考
全域の人工造林に係る森林及び人工造林地の伐採跡地を対象とする。 ただし、種子を供給する母樹が存在する森林、天然稚樹の育成が期待できる森林、面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できる森林等の天然更新が期待されるものについてはこの限りではない。	個々の森林の所在は森林簿による。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による

イ 天然更新の場合

2の(1)による

(2) 生長し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ、適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種は伐採してから5年経過した時点で10,000本/haとするとともに、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

大江町の民有林における杉の人工林の割合は35年生以下の面積が831haで24%を占めている。また、5から10齢級の杉の人工林面積は1,991haで58%となっていることから、「西山杉」優良材生産の安定供給を図るため、保育、間伐の適期施業を推進する。

また、不在村所有林については、所有者への連絡を密にし、保育施業等の実施に努め、補助事業の活用を図りながら森林組合への施業委託を積極的に進める。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の育成の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐回数・実施時期・間伐率等について下記のとおり定めるものとする。しかし、間伐が遅れている森林が多いという現状を考慮して、1回あたりで強度の間伐を行うことにより次回の間伐まで期間を長くでき、1回あたりの伐採量を多くして間伐の総回数を減らし、コスト縮減の効果が期待できる鋸谷式間伐法を標準とし、収量比率0.7、形状比70以下を目標として間伐を行うものとする。間伐を行うに当たっては、山形県スギ林分収穫予想表や鋸谷式間伐の密度管理図等を参考にしながら間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定め、適切に実施するものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢（年） 本数伐採率（%）							標準的な間伐方法
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	
スギ	育成単層林施業 (多雪・豪雪地帯) 生産目標中・大径木	3,000	(13) 8%	(16) 9%	20 14%	26 16%	33 15%	41 20%	51※ 18%	生産目標、生産力及び気象条件等を考慮するとともに、林分密度管理図及び林分収穫予想表等によって適正な本数になすように実施する。

※は標準伐期齢を超える生産目標の施業を実施する場合の間伐時期です。

() 書きは除伐または、間伐で生育状況により実施するものとします。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を標準とし、適切に実施するものとする。

ア 保育の種類は原則として、下刈・つる切り・除伐及び鳥獣害防止対策等とし、必要に応じてその他の保育について、表1により定めるものとする。

イ 保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを目的とし、既往の保育の方法等を勘案して、時期・回数・作業方法その他必要な事項について表1 定めるものとする。

表 1

保育の 種 類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														標準的 な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～19	20～30		
雪 起 こ し	少雪			△	○	○	○	○	○	△						下記①参照	
	多雪 豪雪			△	○	○	○	○	○	△	△	△	△				
下 刈	スギ	○	○	◎	◎	◎	○	○	○	△	△	△				下記②参照	
除 伐														△		下記③参照	
枝 打 ち														△	△	下記④参照	
つる切り														△		下記⑤参照	
根 ぶ み			△														
林地肥培			△	△	△									△	△	下記⑥参照	
鳥獣害防 止対策		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	下記⑦参照	

注 1. ◎は年2回、○は年1回、△は必要に応じて行う。

2. 少雪地帯は最深積雪深年平均値 100cm 未満の地帯、多雪・豪雪地帯は 100～400 cm未満の地帯。

3. 保育作業は必要がない場合は基準内であっても作業を打ち切り、必要な場合は基準をこえても作業を継続する。

4. 上記は「中仕立て」の場合であるが、「密仕立て」についても基本的に「中仕立て」に準じるものとする。

①雪起こし

雪起こしは、幹の通直性を高めるとともに、林分の健全性と成林率の向上を目的として行う作業であり、消雪後直ちに行う。実施時期は4月頃を目安とする。

②下刈

下刈は、造林木が下草に被圧されるのを防ぐため下草より抜け出るまで行う。局地的気象条件、植生の繁茂状況に応じて適切な時期（6～7月頃）及び作業により1回又は2回行う。

また、下刈の終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高を総合的に判断するなど、作業の省力化・効率化に努めることとする。

③除伐

除伐は、造林木の健全な生育を図るため、造林木の成長を阻害したり、将来阻害が予想される侵入木（不用木）や形質不良な造林木（不良木）を除去する作業である。この場合、急激な環境変化が生じないように配慮するとともに目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案して有用なものは保存して育成する。実施時期は8月～10月頃を目安とする。

④枝打ち

枝打ちは、病虫害等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う作業である。枝打ちの時期は、樹木の成長休止期が良く最適期は晩冬から成長開始直前の早春にかけてである。

⑤つる切り

つる切りは、造林木につるが巻きつき樹冠を覆って被圧するなどの害を与えるため、これを除去する作業である。下刈、除伐時に併せて行う等適時適切に行う。

⑥林地肥培

林地肥培は、施肥効果が確実な立地条件を具備する林地及び土壌の改良を必要とする林地を主体に行う。特に、生産力の低い地位Ⅲ等地では、初期成長の促進、保育作業効果の増大を目的として幼齢林施肥を行う。また成林後の幹の形質向上を目的として、必要に応じて枝打ち、間伐後に施肥を行う。

⑦鳥獣害防止対策

野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、植栽樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととする。

3 その他必要な事項

局所的な立地条件に応じて実施すべき間伐及び保育の基準は、上記1及び2準じるものとする。

育成複層林施業にあつては、下層木の成長が確保できる林内照度を保つため、適時公益的機能の維持に配慮しながら間伐を実施することとする。また、長伐期施業にあつても林木の過密化による林内相対照度の低下を防止するため、公益的機能の維持を考慮しながら適時間伐を実施することとする。

間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつて、これらを早急に実施する必要があるものについては、要間伐森林に特定し、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図るものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源の涵養^{かん}の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林・干害防備保安林・山形県水資源保全条例に定める水資源保全地域等の水源涵養機能^{かん}に係る法令により指定されている区域、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林・地域の用水源として重要なため池や湧水地や溪流等の周辺に存する森林・水源涵養機能^{かん}の評価区分が高い森林など水源涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、主伐については、伐採による機能低下防止を図るため、標準伐期齢+10年以上を標準とし、皆伐については1箇所当たりの面積を20ha以下を標準とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。森林の区域については別表2により定める。

(2) 森林の有する土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

① 森林の有する土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能の維持増進を図る森林
土崩、土流、なだれ、落石保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れのある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

飛砂・潮害・風害・雪害・霧害・防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害・霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林

③ 保健文化機能の維持増進を図る森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や

大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍の林齢とする。なお皆伐については1箇所当たりの面積を20ha以下を標準とする。またそれぞれの森林の区域については別表2により定める。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の摂理又は片理著しく進んだ箇所、土壤等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤からなっている箇所、表土が薄く閑静な土壤からなっている箇所等の森林等
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林層をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和・騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼・瀑布・溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキングやキャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

2 木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体とし森林施業を行うことが適当と認められる森林について設定するとともに、この区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定することとし、木材等生産機能の維持増進を図る森林を別表1により定める。

特に効率的な施業が可能な森林の区域については、林地生産力、標高、積雪深、斜面方位や傾斜角といった自然条件や、その他作業性等を考慮した上で、地域の実情に応じて面的に定めることとする。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的・安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

なお、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による更新を行うことを原則とする。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、植栽による更新を行うことを原則とする。

現地の状況より、施業区域が「特に効率的な施業が可能な森林の区域」の条件を満たさないと判断される場合は、あらかじめ林業有識者等と相談し、意見を踏まえたうえ、適切な施業方法等について決定する。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林	1 林班	4644.53
	2 林班	
	3 林班	
	4 林班	
	5 林班	
	6 林班	
	8 林班	
	9 林班	
	10 林班	
	14 林班	
	15 林班 イ	
	16 林班	
	17 林班	
	18 林班 イ、ロ、ハ ニ、ホ、ヘ、 チ	
	20 林班 イ、ハ、ニ ホ、ヘ、ト チ、リ	
	21 林班	
	22 林班	
	25 林班	
	26 林班	
	27 林班 イ、ワ	
	29 林班 イ、ハ、ト チ	
	31 林班	
	34 林班 ロ、ハ、ニ ホ	
	35 林班 イ、ロ、ハ ニ、ホ、ト ヌ	
	36 林班 ロ、ハ、ヘ	
	40 林班 ハ、ニ、ホ	
	42 林班 ハ、ニ、ホ ヘ、ト、チ	
	43 林班 ロ、ハ、ニ	
	45 林班 イ、ロ	

	47～63 林班	
	64 林班 ロ、ハ	
	69 林班 イ	
	72 林班 イ、ロ、ハ	
	73 林班	
	74 林班	
	イ	
	ロ (1-1, 2-1, 2-2, 3-1 3-2, 4-1, 5-1, 6-1 6-2, 6-3, 6-4, 7-1 8-1, 9-1, 10-1, 11-1, 12-1, 13-1 13-2, 13-3, 14-1 15-1, 16-1, 17-1 20-1, 21-1, 21-2 22-1)	
	ハ	
	ニ	
	ホ	
	76 林班 イ、ハ	
	77 林班 ニ	
	78 林班 イ、ロ、ハ ニ、ホ、ト チ	
	79 林班	
	81 林班 イ	
	82 林班 ハ、ニ、ホ ヘ、ト	
	83 林班 イ、ロ、ニ	
	84 林班 ロ、ハ	
	85 林班	
	87 林班	
	88 林班 ハ、ニ	
	89 林班 イ、ハ、ニ ホ	
	92 林班 ニ	
	93 林班 ニ、ホ、ヘ	
	94 林班 ロ、ハ	
	96 林班 イ、ロ、ハ	
	97 林班 イ、ハ	
	98 林班 ト	
	99 林班	

		100 林班 101 林班 106 林班 ロ、ハ、ニ 107 林班 108 林班 109 林班 110 林班 113 林班 へ(5-1～2、6-1～2 7-1、8-1、9-1～3 10-1、11-1、12-1) 114 林班 ト(6-3～4、6-7～10) 116 林班 117 林班 ロ、ハ、ニ ホ 118 林班 イ、ロ、ハ へ、ト 119～123 林班 124 林班 ハ、ニ 125 林班 イ、ロ、ハ ニ 126 林班 イ、ロ、ハ ホ	
土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	7 林班 イ 13 林班 イ (4 - 2) 16 林班 イ (16 - 5、16 - 10) 18 林班 ト 19 林班 20 林班 ロ ホ (1 - 2、2 - 3) 23 林班 イ (2-2、2-4、3-3 4-6、5-1、5-3 5-4、6-3、6-6 7-1、9-1、10-5 10-6、10-7 10-10 10-12 10-13 10-15 10-16 10-19 10-23 10-27 10-29 10-31 11-1 11-2 12-2)	2055.67

		□ (2-4、2-6 13-1 16-2 19-2 22-2 28-2 32-5 32-6 32-7 43-1 43-2 43-3 44-2 53-3 54-1 54-2 54-3 54-4 54-5 56-1 60-2 60-3 60-4 60-5 61-1 64-1 64-2 64-3 64-4 64-5 64-6 65-1 74-1 74-2 74-3 74-4 76-1 76-2 76-3 76-5 88-2 89-1 89-2 90-1 95-1 95-3 95-4 101-2 110-1 ハ (1-2、1-4 2-1 3-1 4-1 7-2 7-6 28-2 28-5 28-9 28-10 28-12 28-15 88-1 94-3 94-6) 24 林班 イ (2-1、3-1 3-2 3-3 3-4 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6 4-7 5-1 5-2 5-3 5-5 6-1 6-2 6-3 6-5 6-6 6-7 7-2 9-2	
--	--	---	--

		27 林班 ロ・ハ・ニ ホ・ヘ・ト チ・リ・ヌ ル・オ 28 林班 29 林班 ロ・ニ・ホ へ 30 林班 ロ (2-16) ハ (1-3、1-8、1-9 1-11) ニ (1-1、1-3、1-6) ホ (1-1、1-2) へ (1-1、1-7、 1-10) 31 林班 ト (1-9、1-11、 1-14、1-21) 32 林班 33 林班 イ 34 林班 イ ハ (1-18、1-19) ニ (1-2) 35 林班 へ・チ・リ 36 林班 イ・ニ・ホ・ト ハ (11-6, 17-1 17-2 18-1 18-3 21-22 21-24 21-27 21-31 21-36 22-9 22-10 22-12 へ (13-3、13-5) 37 林班 イ・ロ・ニ ホ 38 林班 39 林班 40 林班 イ・ロ	
--	--	--	--

		42 林班 イ・ロ 43 林班 イ 44 林班 イ・ロ・ハ ニ 45 林班 ハ 46 林班 イ (2-5、15-9、 22-5) ロ (1-3、2-1 3-2 4-2 5-3 7-3 8-1 9-3 9-4 11-4 13-1 15-1 24-2 30-1 31-7) ハ (2-1、3-1 4-5 5-1 5-2 5-10 5-11 5-14 5-22 10-1 14-1 15-3 26-6 30-1 45-2 56-1 58-1) ニ (11-5、14-2、 19-1) 64 林班 イ 65 林班 イ 68 林班 イ (7-1、9-1、 11-1、12-2 12-3 ロ (1-1、13-2、16 -1) ハ (19-1、16-1) ニ (1-1、9-1 10-2) 69 林班	
--	--	---	--

		ロ・ハ イ (2 - 3、2-4) 70 林班 イ (5-2) ハ (9-2) ニ (1-1、3-2、4-1 5-1) 71 林班 イ ロ (6-5) ハ (1 - 1、1 - 2、2-4 4-2、18-4) ニ (2-3~4、3-1 4-1、6-1 7-1 9-3 10-1 11-3 11-4 11-5 12-1 13-2 14-1) ホ (1 - 2、1-4、1-5 1-6、1-7、1-8) ヘ (5-2、6-1 11-1、12-2 13-2、13-3 13-5) ト (1-1~3、2-1~2 3-1~2 4-2、4-6、6-2 7-1、11-2) チ 72 林班 ニ・ホ・ヘ ト・チ 74 林班 ロ (18-1、19-1) 76 林班 ロ 77 林班 イ・ロ・ハ ホ 78 林班	
--	--	---	--

		へ・リ ホ(3-8、3-14、 3-15) 79 林班 イ(1-1、2-1 3-2 3-4 3-5) ロ(2-12) ホ(13-3、35-2) 80 林班 イ・ロ・ハ ニ・ト・チ ホ(1-2、4-1 4-2 4-4 4-6 4-8 4-10 4-11) へ(2-1、2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-8 2-9) 81 林班 ロ・ハ・ニ ホ・へ 82 林班 イ・ロ ハ(1-1、4-1 6-4 6-5 6-6 7-1 8-1) ニ(3-1、4-1) ホ(8-1) 83 林班 ハ・ホ 84 林班 イ 86 林班 88 林班 イ・ロ・ホ 89 林班 ロ ニ(3-1、3-12 4-1) 91 林班 ホ 92 林班 イ・ロ・ハ 93 林班 イ・ロ・ハ 94 林班 イ	
--	--	---	--

		95 林班 イ・ロ 96 林班 ニ 97 林班 ロ・ニ・ホ へ 98 林班 イ・ロ・ハ ニ・ホ・へ 99 林班 イ (15-1 、 15-2 16-1 16-3 17-1) 106 林班 イ 113 林班 イ ロ ハ ニ ホ へ(1-1～2、2-1、3-1 4-1～2) 114 林班 イ ロ ハ ニ ホ へ チ ト(1-1～2、2-1、3-1 4-1、5-1、6-1～2 6-5～6) 115 林班 117 林班 イ 118 林班 ト・ニ・ハ・ ホ 126 林班 ニ	
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
	保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	11 林班 12 林班 13 林班	206.01

		15 林班 ロ 124 林班 イ・ロ 125 林班 ホ	
木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		① 23・24 林班 ② 30・32・33 林班 ③ 41・46 林班 ④ 37・38・39 林班 ⑤ 65・66・67・68・69・70・71・72・73・74・75・76・77ニ・92 林班 ⑥ 77ホ・78・79・80・81・82・83・84・85・86・87・88・89・90・91 林班 ⑦ 93・94・95・96・97・98・99・100・101・102・103・104・105 林班 ⑧ 111・112 林班 ⑨116 林班 ハ(3-1、5-1、6-2～3、7-2) ニ(6-2～5、7-2～3、8-2～3、11-14～17、11-19～21、12-6～7、12-11、13-3～5、13-7、13-1～2)	3846.15
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	① 116 林班 ハ(3-1、5-1、6-2～3、7-2) ニ(6-2～5、7-2～3、8-2～3、11-14～17、11-19～21、12-6～7、12-11、13-3～5、13-7、13-1～2)	15.33

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	主伐については、伐採による機能低下防止を図るため、標準伐期齢+10年以上を標準とするとともに、皆伐については1箇所当たりの面積を20ha以下を標準とする。	1 林班 2 林班 3 林班 4 林班 5 林班 6 林班 8 林班 9 林班 10 林班 14 林班 15 林班 イ 16 林班 17 林班 18 林班 イ、ロ、ハ ニ、ホ、ヘ、チ 20 林班 イ、ハ、ニ ホ、ヘ、ト チ、リ 21 林班 22 林班 25 林班 26 林班 27 林班 イ、ワ 29 林班 イ、ハ、ト チ 31 林班 34 林班 ロ、ハ、ニ ホ 35 林班 イ、ロ、ハ ニ、ホ、ト ヌ 36 林班 ロ、ハ、ヘ 40 林班 ハ、ニ、ホ 42 林班 ハ、ニ、ホ ヘ、ト、チ 43 林班 ロ、ハ、ニ 45 林班 イ、ロ 47～63 林班 64 林班 ロ、ハ 69 林班 イ 72 林班 イ、ロ、ハ 73 林班	4644.53

		74 林班 イ 口 (1-1, 2-1, 2-2, 3-1 3-2, 4-1, 5-1, 6-1 6-2, 6-3, 6-4, 7-1 8-1, 9-1, 10-1, 11-1, 12-1, 13-1 13-2, 13-3, 14-1 15-1, 16-1, 17-1 20-1, 21-1, 21-2 22-1) ハ ニ ホ 76 林班 イ、ハ 77 林班 ニ 78 林班 イ、ロ、ハ ニ、ホ、ト チ 79 林班 81 林班 イ 82 林班 ハ、ニ、ホ へ、ト 83 林班 イ、ロ、ニ 84 林班 ロ、ハ 85 林班 87 林班 88 林班 ハ、ニ 89 林班 イ、ハ、ニ ホ 92 林班 ニ 93 林班 ニ、ホ、へ 94 林班 ロ、ハ 96 林班 イ、ロ、ハ 97 林班 イ、ハ 98 林班 ト 99 林班 100 林班 101 林班 106 林班 ロ、ハ、ニ 107 林班 108 林班	
--	--	---	--

		109 林班 110 林班 113 林班 へ(5-1～2、6-1～2 7-1、8-1、9-1～3 10-1、11-1、12-1) 114 林班 ト(6-3～4、6-7～10) 116 林班 117 林班 ロ、ハ、ニ ホ 118 林班 イ、ロ、ハ へ、ト 119～123 林班 124 林班 ハ、ニ 125 林班 イ、ロ、ハ ニ 126 林班 イ、ロ、ハ ホ	
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	山地災害防止及び土壌保全機能森林の主伐については、伐採による機能低下防止を図るため、「標準伐期齢の概ね2倍の林齢」の長伐期施業を標準とするとともに、皆伐については1箇所あたりの面積を20ha以下とする。	7 林班 イ 13 林班 イ (4 - 2) 16 林班 イ (16 - 5、16 - 10) 18 林班 ト 19 林班 20 林班 ロ ホ (1 - 2、2 - 3) 23 林班 イ (2-2、2-4、3-3 4-6、5-1、5-3 5-4、6-3、6-6 7-1、9-1、10-5 10-6、10-7 10-10 10-12 10-13 10-15 10-16 10-19 10-23 10-27 10-29 10-31 11-1 11-2 12-2) ロ (2-4、2-6 13-1 16-2 19-2 22-2 28-2 32-5 32-6 32-7	2055.67

		43-1	43-2	43-3	
			44-2	53-3	
		54-1	54-2	54-3	
			54-4	54-5	
		56-1	60-2	60-3	
			60-4	60-5	
		61-1	64-1	64-2	
			64-3	64-4	
		64-5	64-6	65-1	
			74-1	74-2	
		74-3	74-4	76-1	
			76-2	76-3	
		76-5	88-2	89-1	
			89-2	90-1	
		95-1	95-3	95-4	
			101-2	110-1	
		ハ (1-2、 1 -4 3 - 1			
			4-1	7-2	
		7-6	28-2	28-5	
			28-9	28-10	
		28-12	28-15	88-1	
			94-3	94-6	
		2-1)			
		24 林班			
		イ (2-1、 3-1		3-2	
			3-3	3-4	
		4-2	4-3	4-4	
			4-5	4-6	
		4-7	5-1	5-2	
			5-3	5-5	
		6-1	6-2	6-3	
			6-5	6-6	
		6-7	7-2	9-2	
		27 林班 ロ・ハ・ニ			
			ホ・ヘ・ト		
			チ・リ・ヌ		
			ル・オ		
		28 林班			
		29 林班 ロ・ニ・ホ			

		$\wedge$ 30 林班 口 (2-16) ハ (1-3、1-8、1-9 1-11) ニ (1-1、1-3、1-6) ホ (1-1、1-2) $\wedge$ (1-1、1-7、 1-10) 31 林班 ト (1-9、1-11、 1-14、1-21) 32 林班 33 林班 イ 34 林班 イ ハ (1-18、1-19) ニ (1-2) 35 林班 $\wedge$・チ・リ 36 林班 イ・ニ・ホ・ト ハ (11-6, 17-1 17-2 18-1 18-3 21-22 21-24 21-27 21-31 21-36 22-9 22-10 22-12 $\wedge$ (13-3、13-5) 37 林班 イ・ロ・ニ ホ 38 林班 39 林班 40 林班 イ・ロ 42 林班 イ・ロ 43 林班 イ 44 林班 イ・ロ・ハ ニ 45 林班 ハ 46 林班	
--	--	---	--

		イ (2-5、15-9、 22-5) □ (1-3、2-1 3-2 4-2 5-3 7-3 8-1 9-3 9-4 11-4 13-1 15-1 24-2 30-1 31-7) ハ (2-1、3-1 4-5 5-1 5-2 5-10 5-11 5-14 5-22 10-1 14-1 15-3 214-1 26-6 30-1 45-2 56-1 58-1) ニ (11-5、14-2、 19-1) 64 林班 イ 65 林班 イ 68 林班 イ (7-1、9-1、 11-1、12-2 12-3 □ (13-2、16-1 1-1 ハ (19-1、16-1) ニ (1-1、9-1 10-2) 69 林班 □・ハ イ (2-3、2-4) 70 林班 イ (5-2) ハ (9-2) ニ (1-1、3-2、4-1	
--	--	--	--

		5-1) 71 林班 イ ロ (6-5) ハ(1-1、1-2、2-4 4-2、18-4) ニ(2-3~4、3-1 4-1、6-1 7-1 9-3 10-1 11-3 11-4 11-5 12-1 13-2 14-1) ホ (1-2、1-4、1-5 1-6、1-7、1-8) ヘ (5-2、6-1 11-1、12-2 13-2、13-3 13-5) ト(1-1~3、2-1~2 3-1~2 4-2、4-6、6-2 7-1、11-2) チ 72 林班 ニ・ホ・ヘ ト・チ 74 林班 ロ(18-1、19-1) 76 林班 ロ 77 林班 イ・ロ・ハ ホ 78 林班 ヘ・リ ホ(3-8、3-14、 3-15) 79 林班 イ (1-1、2-1 3-2 3-4 3-5) ロ (2-12)	
--	--	---	--

		ホ (13-3、35-2) 80 林班 イ・ロ・ハ ニ・ト・チ ホ (1-2、4-1 4-2 4-4 4-6 4-8 4-10 4-11) へ (2-1、2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-8 2-9) 81 林班 ロ・ハ・ニ ホ・へ 82 林班 イ・ロ ハ (1-1、4-1 6-4 6-5 6-6 7-1 8-1) ニ (3-1、4-1) ホ (8-1) 83 林班 ハ・ホ 84 林班 イ 86 林班 88 林班 イ・ロ・ホ 89 林班 ロ ニ (3-1、3-12 4-1) 91 林班 ホ 92 林班 イ・ロ・ハ 93 林班 イ・ロ・ハ 94 林班 イ 95 林班 イ・ロ 96 林班 ニ 97 林班 ロ・ニ・ホ へ 98 林班 イ・ロ・ハ ニ・ホ・へ	
--	--	--	--

		99 林班 イ (15-1 、 15-2 16-1 16-3 17-1) 106 林班 イ 113 林班 イ ロ ハ ニ ホ へ(1-1～2、2-1、3-1 4-1～2) 114 林班 イ ロ ハ ニ ホ へ チ ト(1-1～2、2-1、3-1 4-1、5-1、6-1～2 6-5～6) 115 林班 117 林班 イ 118 林班 ニ・ホ 126 林班 ニ	
	択伐以外の方法による 複層林施業	該当なし	
	択伐による複層林施業	11 林班 12 林班 13 林班 15 林班 ロ 124 林班 イ・ロ 125 林班 ホ	206.01

3 その他必要な事項
該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進める。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地所有届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進める。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進める。

これらの取組に加え、森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進める。

2 森林の経営の委託等による森林の経営の規模拡大に関する方策

森林の経営の受委託等を担う森林組合や林業事業体の育成を図り、不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけや施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託等に必要な情報の提供や助言、斡旋や森林組合等、森林所有者の代表者、事業体などからなる美しい森づくり協議会の開催などにより合意形成を図るものとする。

また、共同化を進めるため、森林施業の集約化に取り組む者への森林経営の受委託の促進を進めるとともに、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結の促進を図るものとする。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受委託契約を締結する場合は、契約期間や契約内容を精査し、適正な森林整備を行うものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

令和2年度農林業センサスにおいて、本町の森林所有林家戸数は353戸で、林家一戸当たりの平均所有面積は23.2haである。また、森林施業については、森林組合への施業委託がほとんどである。

今後は、森林経営管理制度を活用し、森林所有者と森林組合等との受委託契約を推進することで、森林経営の安定と森林整備の推進を図るものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林面積は、民有林が8,258haうち私有林が8,199haである。令和2年度農林業センサスにおいて、所有林家戸数は353戸で、林家一戸当たりの平均所有面積は23.2haである。

以上のように小規模所有が大部分を占めるが、合理的な森林施業を行うための共同化についての認識は、まだ十分とはいえない状況にある。このため、森林組合、町、協議会が中心となり字界、または地形等による地域を単位とした森林の集団化の可能な地区に対して、啓発活動等により森林所有者間の合意形成に努め施業の共同化を推進する。また、不在森林所有者にも森林整備の必要性や、林業に関する理解、啓発活動を実施し、適正な森林施業の確保と、森林組合等による施業の受委託を促し、安定的な事業量の確保に努めるものとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業を計画的、合理的に推進していくために、森林施業共同化重点実施区域を設定する。その区域は日常生活において協業活動が行われ、町道、林道等の交通の利便性、また施業計画等も勘案して、森林組合が受託容易な200ha～500ha程度とし、次表に掲げる森林施業共同化重点的实施地区において、施業実施協定の締結を促進し、高密度作業路網の早期かつ計画的な整備、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合への委託等により、計画的かつ効率的な森林施業を推進するものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、下記に留意して施業を実施するものとする。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）

は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担または相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

ウ 共同施業実施者の一がアまたはイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

該当なし

○ 森林施業共同化重点的实施地区の設定計画

(単位：ha)

地区の名称	地 区 の 所 在	区 域 面 積
用 ・ 三 郷	1～7	3 7 1
小 見	10 (イ～ハ) ～14、16	2 3 2
所 部	17～21	6 7 6
軽 井 沢	50～55、57～60	4 5 7
小 鉾	43～49	4 0 6
材 木	23、24	3 0 8
十 八 才	22、26～33	5 4 3
檜 山 ・ 月 布	34～42	5 8 9
小 柳	66～68、70	2 6 7
黒 森 ・ 中 の 畑	65、69、71～74	4 1 5
貫 見	75～77 (イ～ハ)	1 5 1
小 清	77 (ニ、ホ) ～80、90、91	4 7 6
十 郎 畑 ・ 勝 生	81～89	6 2 1
中 沢 口	96、97、104、105	3 0 4
道 海	98～100	2 3 6
大 瀬 川 左 岸	101～103	1 8 0
柳 川	93～95、106～108	3 6 5
道 知 畑	109～111	1 9 5
徳 沢 ・ 南 又	112～117	5 4 7
田 の 沢	118～120	3 2 6
月 布 川 右 岸	122～126	3 2 6
計		7, 9 9 1

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
効率的な森林施業を推進するための路網密度の目標は以下のとおりとする。

区分	作業システム	機械クラス	路網密度
緩傾斜地 (15° 以下)	車両系作業システム	0.25 級 ～ 0.45 級	概ね 110m/ha 以上
中傾斜地 (16° ～30°)	車両系作業システム 架線系作業システム	0.25 級 ～ 0.45 級	概ね 25～85m/ha 以上
急傾斜地 (31° ～35°)	車両系作業システム 架線系作業システム	0.25 級 ～ 0.45 級	概ね 15～60m/ha 以上
急峻地 (35° 超)	架線系作業システム	0.20 級	概ね 5m/ha 以上

- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域については以下のとおり定める。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (km)	対図 番号	備考
大字本郷甲地内 (軽井沢)	121	若松山線	3. 5		
〃	179	軽井沢線	2. 9		
大字小柳地内	517	月布軽井沢線	4. 7		
103～105 林班	359	沢口道海線	9. 6		
23 林班	255.73	大江1号線	0. 5		
65～67 林班	186.66	トヤ線	1. 0		
111～112 林班	188.67	道知畑線	1. 5		
101～102 林班	107.93	上ノ屋敷線	1. 5		

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保・土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

大江町に関する基幹路網について、地域森林計画に記載されている基幹路網の開設・拡張に関する計画について転記するとともに別に定めるところにより図示する。

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班 等)	路線名	延長(km) 及び箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5ヶ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	大字沢口	沢口道海線	9.3	357	○	①	
開設 計				1 路線	9.3				

開設/ 拡張	種類	(区分)	位置 (字、林班 等)	路線名	延長(km) 及び箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5ヶ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道	林道		田代山袖 山線	0.1	405	—	—	
拡張	自動車道	林道		小新檜山 線	4.0	124	—	—	法面
拡張	自動車道	林道		小柳線	0.8	387	—	—	
拡張	自動車道	林道		七多畑征 矢形線	3.6	162	—	—	
拡張 計				4 路線	8.5				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

民有林林道台帳について等に基づき、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から山形県森林作業道作設指

針により開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道台帳等を作成し、開設した事業主体(林業体等)が適切に管理する。

4 その他必要な事項

民有林と国有林が隣接している地域などについては、民有林・国有林間で連絡調整を図りつつ、効率的な路網整備を進めていくこととする。

※ 参考資料

(1) 森林資源の現況等

ア 基幹路網の現況

表 1

区分		路線数	延長(km)
基幹路網		1 1	4 3 . 6 8 2
	うち林業専用道	—	—

イ その他：細部路網の現況

表 2

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	4 3	2 1 . 6	—

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業経営は、一部大規模山林所有者を除くと、経営規模は零細で農業との複合経営がほとんどである。特に、林業の従事者は高齢化が進み減少の一途をたどっている。

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・企業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材への適正な受け入れ等に取り組む。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図る。

これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

あわせて、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとする。

(1) 林業労働者の育成

林業従事者の就労状況は、農業等との兼業労働がほとんどで年間就労日数も少なく、通年雇用や経営の安定化が望まれている。このため、助成事業等による森林整備に係る新規雇用の創出や雇用関係の近代化を図り、事業体の安全管理体制の強化、労働安全衛生と安定的な雇用の確保、さらに林建共働に係る取組の実施や林業従事者に対する各種研修会、講習会への参加、技術の向上、資格等の取得を推進する。

(2) 林業後継者等の育成

林業後継者については、木材価格が長年低迷していることによる収入の減少と財産価値が薄れたことにより減少してきた。

このようなことから、森林、林業の役割、重要性の理解を深める必要があり、研修、指導等を積極的に行い、林家の後継者が林業への関心を持ち続け、林業を担う環境を醸成するとともに、森林組合、林業士・指導林家を地域林業担い手の中核として、林研グループ等の林業後継者活動を支援し、林業後継者を育成するものとする。さらに、後継者が安定して林業経営を維持できるよう、高性能林業機械の導入による生産コストの削減、特用林産物等複合経営の導入を推進するものとする。

○活動拠点施設の整備

該当なし

(3) 林業事業体の体質強化方策

森林組合等林業事業体について、経営基盤の強化に努めるとともに、経営の多角化、協業化等による組織・経営基盤の強化等を推進するなど、高度な技術力を有する中核

的組織として育成強化するものとする。

また、林業振興のため町、森林組合を中心とした林業、木材産業関連から組織する協議会が中心となって、共同化の実施、低コストの森林施業実施、補助事業等の導入及び木材の安定的な利活用を促進することにより事業経営の安定化を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林家は小規模森林所有者が大部分を占めているため、高性能機械の導入は困難な状況にあるが生産コストの低減、生産性の向上、労働力の軽減等を図るうえにおいて整備は必要である。作業効率を勘案し、作業条件、地形条件を考慮し、施業の共同化と機械作業システムの確立を図るための体制の整備とオペレーター養成を図る。

作業システムの高度化については、村山地域の地形、気候等の自然条件に適合し、森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化等を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の開発・改良を進めるとともに、その導入と稼働率の向上を図る。その際、ICTの活用等により、木材の生産管理の効率化に努める。また、傾斜等の自然条件、路網整備状況、森林施業の集約化状況に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、林業機械のリースやレンタルの活用、共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組む。

さらに、森林施業の集約化状況や地域の特性に応じつつ、主伐及び間伐や、複層林への誘導に必要な施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの導入とその普及及び定着を推進する。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

林業機械の促進方向を踏まえ、高性能を主体とする林業機械の導入目標を表1に示すとおり設定する。

表1 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

区分	作業システム	機械クラス	路網密度	作業システムの例				
				伐木	集材	造材	積込み	搬出
緩傾斜地 (25以下)	車両系	0.25級 ～ 0.45級	概ね 100 (m /ha) 以上	チェーン ソー又は ハーベスタ	グラップル 又は ハーベスタ	プロセッサ 又は ハーベスタ	フォワーダ 又は グラップル	フォワーダ
中傾斜地 (26° ～30° 以下)	車両系 架線系	0.25級 ～ 0.45級	概ね 100 (m /ha) 以上	チェーン ソー又は ハーベスタ	グラップル 又は ハーベスタ	プロセッサ 又は ハーベスタ	フォワーダ 又は グラップル	フォワーダ
急傾斜地 (31° ～35° 以下)	車両系 架線系	0.25級 ～ 0.45級	概ね 30 (m/ha) 以上	チェーン ソー	スイングヤ ーダ又は タワーヤー ダ	プロセッサ 又は ハーベスタ	フォワーダ 又は グラップル	フォワーダ
急峻地	架線系	0.20級	概ね	チェーン	スイングヤ	プロセッサ	フォワーダ	フォワーダ

(35° 超)			30 以上	ソー	ーダ又は タワーヤー ダ	又は ハーベスタ	又は グラップル	
---------	--	--	-------	----	--------------------	-------------	-------------	--

注 ハーベスタ：伐採、枝払い、玉切りから集材までを一貫して行う機械

プロセッサ：土場で全幹集材した材の枝払い、玉切りを専用に行う機械

フォワーダ：玉切りした短幹材を荷台に積んで、運ぶクレーン付きの集材専用の車両

スイングヤーダ：主索を用いない簡易索張方式に対応し、バックホウ等を台車として、そのアームをタワーとして使用するもの

タワーヤーダ：架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機

(3) 林業機械化の促進方策

手持ち機械による人力を主体とした作業体系がほとんどで、加えて高齢化となっているため、作業効率が悪く、生産性の向上と生産コストの低減を図るうえにおいて高性能機械の導入はかかせないものである。

そのため、各種補助事業、林業改善資金等の融資の活用を図り、素材生産業者の事業共同化や林建共働の推進により、高性能機械を導入し新作業システム、機械の共同利用システムを検討する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については、森林資源の熟成度が低いことや木材価格の下落、不景気による住宅建築の減少等から低迷している。製材工場は、いずれも小規模な個人経営であり、規模拡大もあまり望めない状況である。

木材の流通に対する施策としては、利用間伐中心にその計画的実行を図り、町と森林組合が中心となって間伐材の商品化や広報等によるPR及び販路の拡大を目指す。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱うすべての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)にもとづき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

特用林産物については、平成27年度に大江町で開催される「第10回全国山菜文化産業祭」や県による「山菜等利活用推進コンソーシアム」等を通じて、農業協同組合や産直販売等と連携して、山菜等やきのこ等の消費拡大と、流通販売やビジネスモデルの手法等を検討し、共同出荷体制や生産流通体制の整備及び販路の拡大を図る。

○林産物の生産(特用林産物)・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)			計 画			備考
	位置	規 模	対図番号	位置	規模	対図番号	
山菜加工施設	柳川	0.7t					
生しいたけ (原木栽培)	堂屋敷	1,020 m ²					

周年栽培施設							
製材工場	望山	680 m ³	△ ₃				
	十八才	1,200 m ³	△ ₄				
	月布	500 m ³	△ ₅				
販売施設	藤田		△ ₆				
産直施設	左沢		△ ₇				

4 その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業及び木材産業の成長発展や、森林空間の活用による就業機会の創出、生活環境の整備により、山村における定住を促進する。また山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、環境教育やレクリエーション等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進する。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進める。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該地区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当無し

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当無し

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫やナラ枯れ等による被害の未然防止及び早期駆除等に努め、総合的かつ計画的に被害対策を推進するとともに、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとする。

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法等

(1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

ア 松くい虫被害対策の方針

松くい虫被害対策については、関係機関と連携を図りながら、地区保全森林(日本一公園・大山自然公園)に重点を置いた防除対策を推進する。また、地域の自主的な防除活動の推進を図るとともに、被害状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツまたは他の樹種への計画的な転換の推進を図るものとする。

(ア) 松林区分に応じた効果的な被害対策の実施

① 高度公益機能森林(知事指定)

保安林及びその他公益的機能が高い松林においては、特別伐倒駆除、伐倒駆除及び地上散布等の防除を徹底するものとする。

② 被害拡大防止森林(知事指定)

高度公益機能森林への著しい被害の拡大を防止するため、計画的な樹種転換が完了するまでの間、伐倒駆除等の対策を徹底するものとする。

③ 地区保全林(町長指定)

松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害拡大を防止することが可能な松林においては、高度公益機能森林に準じた防除を徹底するものとする。

④ 地区被害拡大防止森林(町長指定)

地区保全森林への被害の拡大を防止するため、計画的な樹種転換を推進し感染源の除去を図るとともに、樹種転換が完了するまでの間、被害拡大防止森林に準じた対策を徹底する。

(イ) 松林の健全化

保全すべき松林において、被害の状況等を勘案した森林施業を実施し、健全な松林の育成、松林の機能維持を図るものとする。

(ウ) 樹種転換の実施

被害の甚大な松林及び標準伐期齢を超える松林について、保全すべき松林の飛び込みを防止するため、植生の遷移も考慮しつつ、広葉樹等への移行を図ることが適当な松林については、積極的にその移行を促進するものとする。

(エ) 松くい虫被害材の利用促進

森林組合、素材生産業者及びその他の事業者と連携し、松林の被害状況、伐採の動向、松材等の流通加工に関し適宜適切な情報交換を図りながら、松くい虫被害材の利用を促進するものとする。

イ ナラ枯れ被害対策の方針

関係機関とともに、被害監視から防除実行まで、連携を図りながら、新たな技術の導入も含め、被害の状況等に応じた適切な防除対策を実施するものとする。

特に、景勝地や森林公園など守る必要のある重要なナラ林（以下「特定ナラ林」という。）に重点を置いた防除対策を推進し、特定ナラ林の継続的な保全を図るものとする。

特定ナラ林以外の区域では、被害のさほど進んでいないナラ林において、伐採木をチップやペレットにして害虫を駆除するとともに、萌芽更新を促し、被害の未然防止を図るものとする。

(2) その他

(1) のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、森林組合等との連携により、被害対策を講じるものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

ア 鳥獣害防止区域外における野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングや防護柵の設置等、広域的な防除活動を実施するとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図るものとする。

3 林野火災の予防の方法

ア 森林の巡視に関する事項

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警備等を適時適切に実施するものとする。

イ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図るとともに、防止線、防火樹帯等の整備を推進するものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

1 団地における1回の火入れの対象面積は、2haを超えないものとする。ただ

し、火入れ地を2ha以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の火入れを行う。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備 考
11、12、15 林班	保安林、その他公益的機能が 高い特定森林で、松くい虫被害 のまん延防止等保全を図る松 林として、伐倒駆除及び地上散 布等の防除を徹底する必要が ある。	伐採方法：択伐 伐採後の造林の方法：天然更新 造林期間：伐採後概ね5年

※ 病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他 該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

森林の保健機能の増進を図るため、次に掲げる森林について、適切な施業と施設の整備を一体として推進するものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高。既に標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高。）を定めるものとする。

1 保健機能森林の区域

森 林 の 所 在		森 林 の 林 種 別 面 積 (ha)						備考
位 置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
小見大山	11	127.2	5.0	121.3	0.06		0.87	干害防備兼 保健保安林
	12							
	13							
左沢楯山	15 ロ	15.0	0.83	13.31	0.39		0.49	
柳川向山	124 イ、ロ 125 ホ	63.76	14.41	46.64	1.71		1.00	保健保安林

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施 業 の 方 法
1. 造 林	原則として、天然林については天然更新とする。
2. 保 育	健全な森林を維持し、保健休養機能を十分に発揮するため、除間伐・つる切り等を必要に応じて実施する。
3. 伐 採	自然環境の保全と景観の維持に配慮して、原則として全区域を択伐とする。ただし、災害・気象害・病虫害等被害の発生した箇所は皆伐とし早期に森林への復旧を図る。
4. そ の 他	法令等により施業制限が設けられている場合は、当該法令の定めによる。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
施設の整備に当たっては、森林の有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないよう配慮しながら、森林施業と一体的な整備を図るものとする。また、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等をふまえた整備を行うものとする。 維持運営は増進計画に基づき行うこととし、計画期間終了後も初期の目的に従って維持運営に努めるものとする。

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
アカマツ	16.2	小見大山
ミズナラ	15.4	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等をふまえて、森林及び施設の適切な管理、防災体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとする。

V その他 森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情から見て、造林・保育・伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことが出来ると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
東部団地	1～20、50～64 林班	1553.97
中部団地	21～49 林班	2278.64
貫見団地	65～77、92 林班	935.47
小清団地	78～91 林班	1038.66
沢口団地	93～105 林班	867.63
柳川団地	106～126 林班	1639.29

※位置図については、別図のとおり

(2) その他

森林経営計画の作成に当たり、特に次に掲げる事項に留意するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ IIの第6の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

施設の種類の種類	位 置	規 模	対図番号	備 考
該当なし				

4 森林の総合利用の推進に関する事項

○ 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類の種類	現 状 (参考)		計 画		対 図 番 号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
該当なし					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森林を地域住民共有の財産としてとらえ、参加と連携と協働のもとに森林の公益的な機能を持続的に発揮させ、住民全体で支える森づくりを推進するため、「公益の森づくり支援センター」や森林体験等のイベントを積極的に活用する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

平成 21 年 9 月に発足した協議会を中心に、森林整備から木材の利用促進まで一環した取組を推進する。

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

7 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施するものとする。

(2) 森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項

保安林及び森林施業の円滑な実行確保を図るため、国・県等の指導機関及び森林組合との連携をより密にし、啓発普及、経営意欲の向上等に努めるものとする。

(3) 森林病虫害防除に関する事項

本町における松くい虫の被害面積は、依然として増加傾向にある。また平成 20 年からはナラ枯れ被害も確認され、近年急激に増加してきている。このため、森林病虫害等防除事業等を活用し被害木伐倒駆除や薬剤注入等を実施し、被害地域の拡大防止に努めると共に、地域住民への啓発活動を積極的に行い、地域と一体となった健全な森林育成に努めるものとする。

(4) 町有林の整備

町有林の人工林面積は 13 ha であり、地元林業体・森林組合による業務委託等により間伐等を実施している。本町では平成 24 年度に策定した「大江町の公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」に基づき、町有林の公共施設等への積極的な利用を推進する。

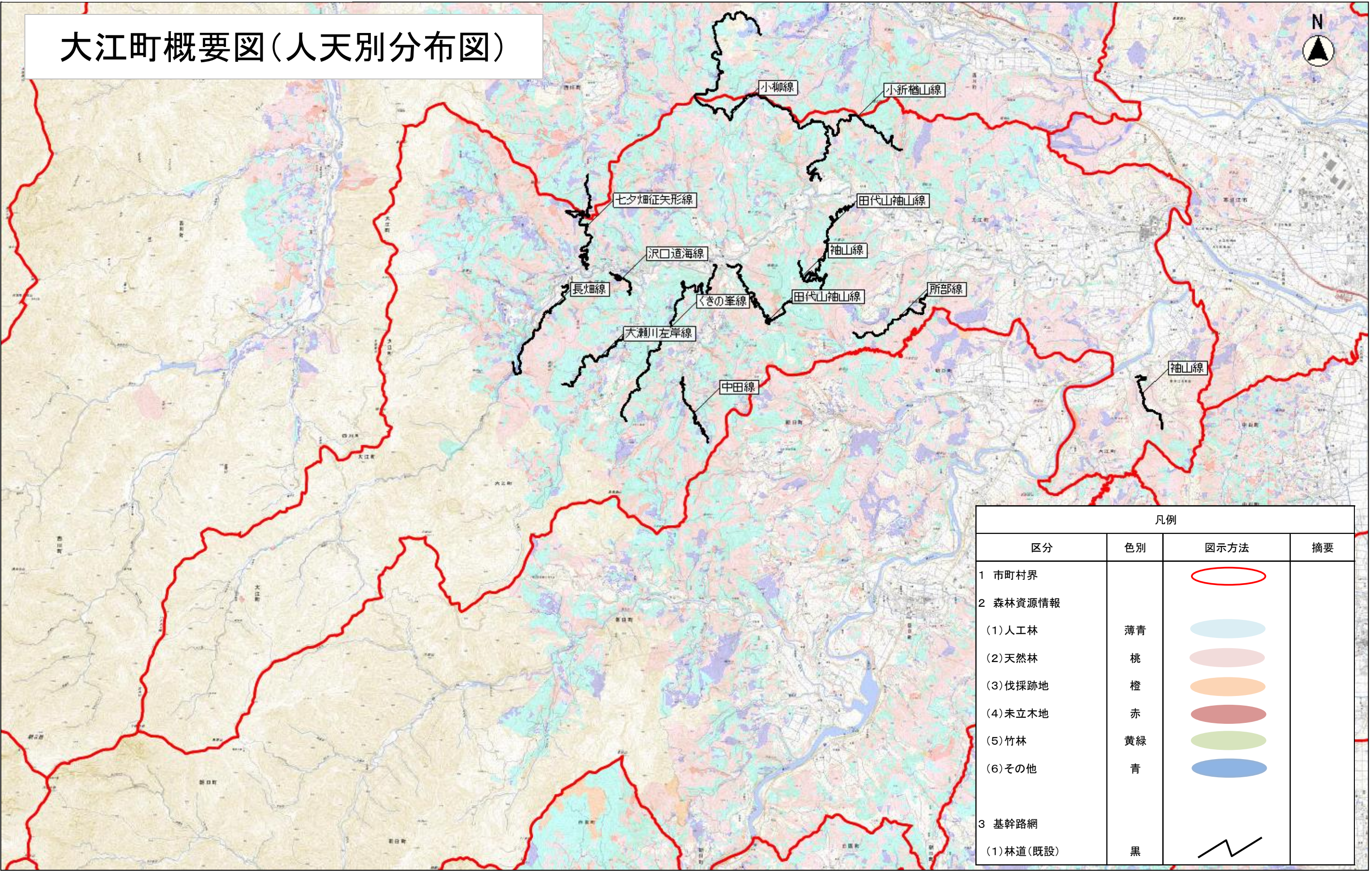
(5) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

太陽光発電施設などの大規模な施設を設置する場合においては、雨水の浸透能や流出量、景観等に及ぼす影響が大きいことから、許可が必要とされる面積規模の引き下げや、適切な防災施設の設置、森林の適切な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解に配慮することとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭

和 36 年法律第 191 号)に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳密に運用することとする。

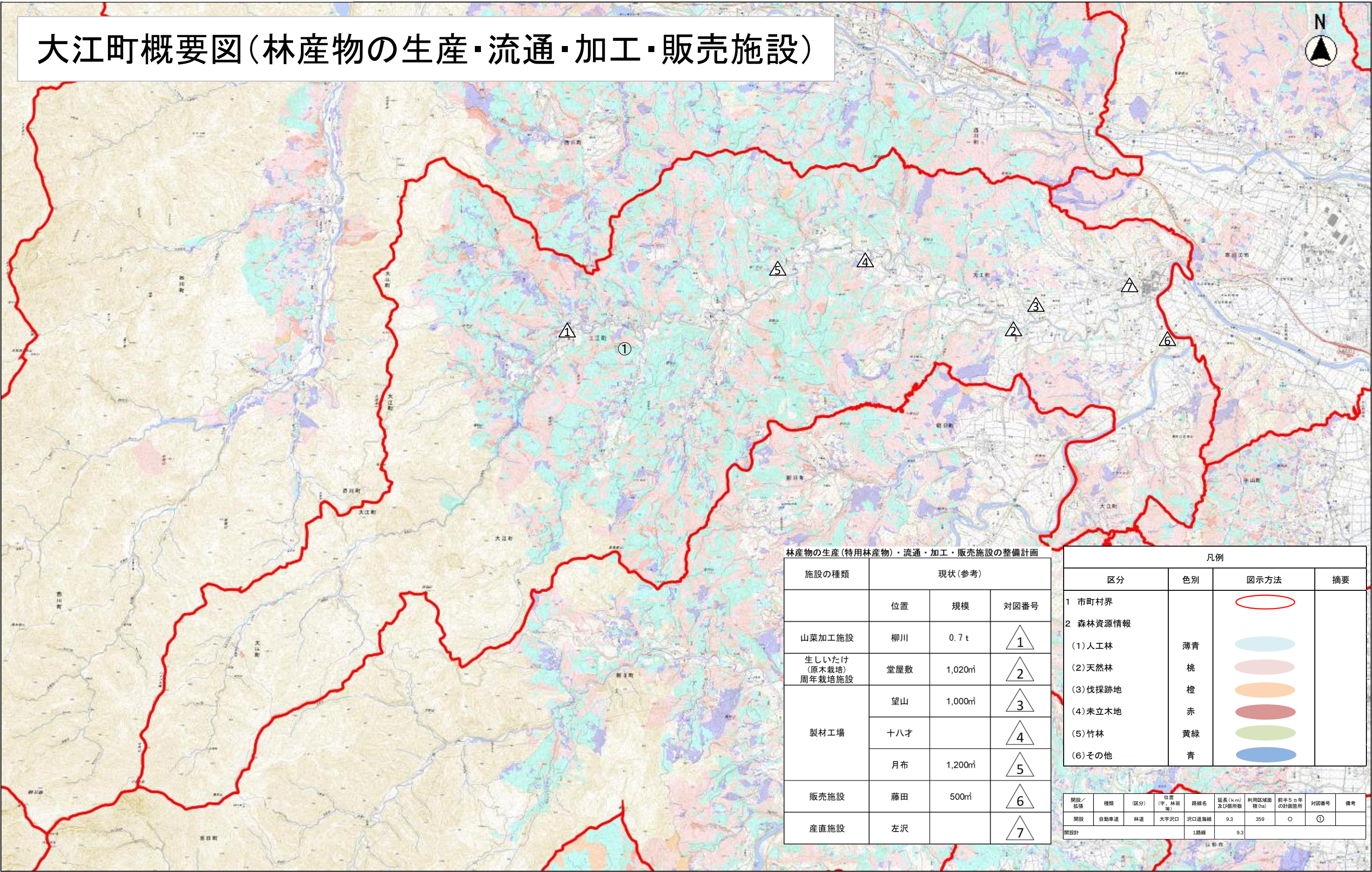
大江町概要図(人天別分布図)



森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。

縮尺 1 : 80000
1000 500 0 1000 2000

大江町概要図(林産物の生産・流通・加工・販売施設)



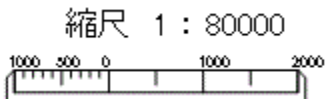
林産物の生産(特用林産物)・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状(参考)		
	位置	規模	対図番号
山菜加工施設	柳川	0.7t	①
生しいたけ (原木栽培) 周年栽培施設	堂屋敷	1,020㎡	②
製材工場	望山	1,000㎡	③
	十八才		④
	月布	1,200㎡	⑤
販売施設	藤田	500㎡	⑥
産直施設	左沢		⑦

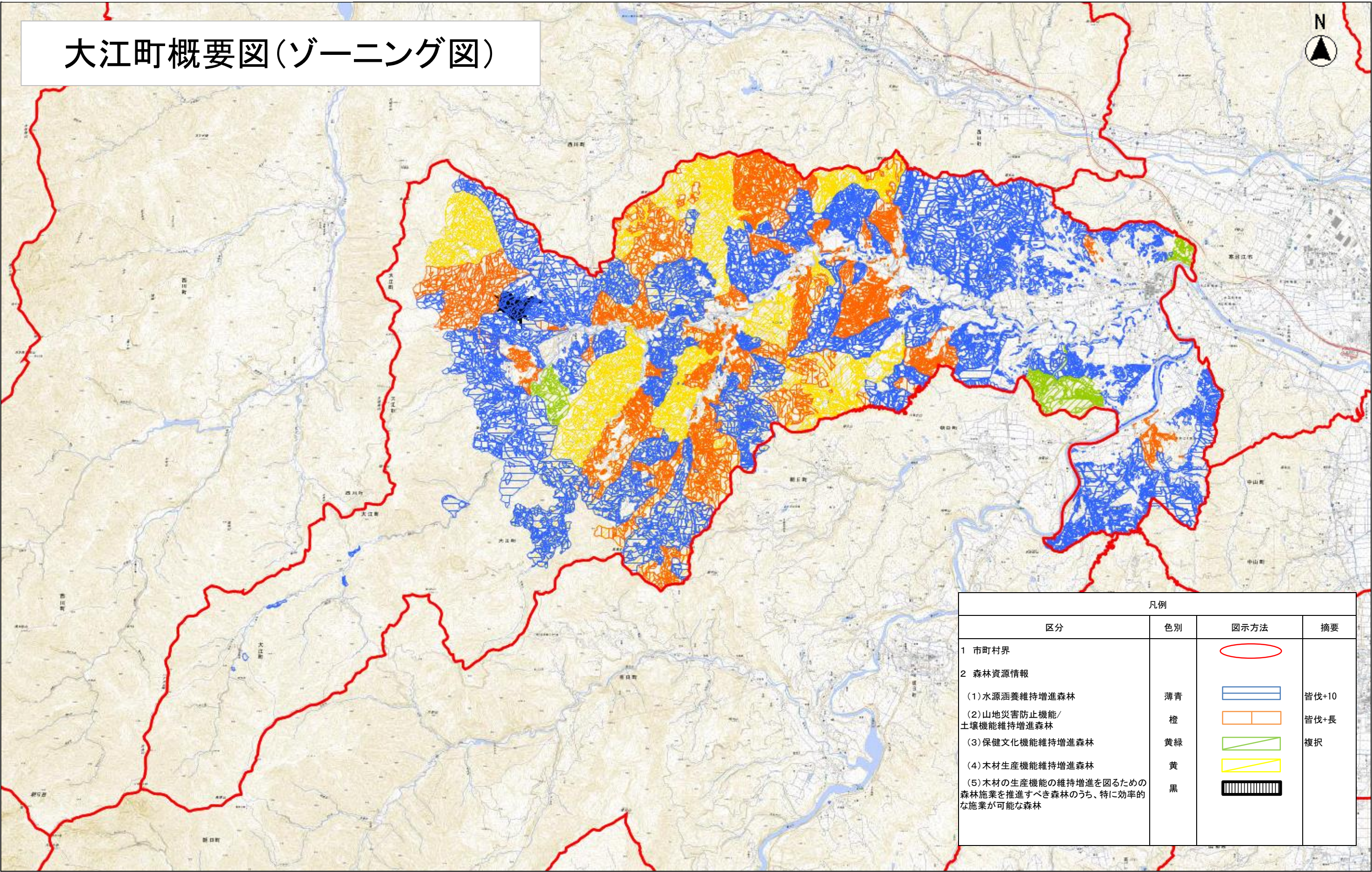
凡例			
区分	色別	図示方法	摘要
1 市町村界			
2 森林資源情報			
(1)人工林	薄青		
(2)天然林	桃		
(3)伐採跡地	橙		
(4)未立木地	赤		
(5)竹林	黄緑		
(6)その他	青		

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (字・林班 等)	路線名	延長(km) 及び箇所数	利用区域面 積(ha)	前半5ヵ年 の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	大字沢口	沢口道海線	9.3	359	○	①	
開設計				1路線	9.3				

森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。



大江町概要図(ゾーニング図)



凡例			
区分	色別	図示方法	摘要
1 市町村界			
2 森林資源情報			
(1)水源涵養維持増進森林	薄青		皆伐+10
(2)山地災害防止機能/ 土壌機能維持増進森林	橙		皆伐+長
(3)保健文化機能維持増進森林	黄緑		複択
(4)木材生産機能維持増進森林	黄		
(5)木材の生産機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的 な施業が可能な森林	黒		

森林計画図は、県が森林資源の把握のために利用しているものであるため、現地において実測や確認を行ったものではなく、必ずしも正しく表示しているとは限りません。

